

安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

安芸高田市県営土地改良事業分担金徴収条例(平成 16 年条例第 222 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>この条例は、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)第 91 条第 3 項の規定による分担金並びに法第 91 条の 2 第 1 項及び第 6 項の規定による特別徴収金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>県営土地改良事業に要する経費について、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。)第 91 条第 3 項の規定により、当該事業の施行にかかる地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者から分担金を徴収する場合は、この条例の定めるところによ</u></p>

(分担金の徴収)

第 2 条 市は、法第 91 条第 2 項の規定により県営土地改良事業(法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)を除く。以下「事業」という。)に要する経費の一部を負担するときは、当該事業によって利益を受ける者で、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するもの及び土地改良法施行規則(昭和 24 年農林省令第 75 号)第 68 条の 4 の 7 各号に掲げるもの(以下「受益者」という。)から、当該事業の施行に係る各年度において、その施行に要する費用の一部につき分担金を徴収する。

(分担金の額)

第 3 条 前条の規定により、徴収する各年度の実担金の額 _____ は、その年度における当該県営土地改良事業の施行に要する経費のうち知事から通知を受けた分担金の額を 超えない範囲において市長が定める。

2 (略)

(知事の指定する事業についての特別徴収金)

第 4 条 市長は、知事の指定する県営土地改良事業の施行にかかる地域内の農地が、法第 113 条の 3 第 3 項の規定に基づく当該事業の完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して 8 年を経過しない間に農地以外に転用される場合又は当該事業によって畑として区画形成が変更され若しくは造成された農地についての開田が行われる場合(当該転用にかかる農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において当該転用にかかる農地(以下「転用農地」という。)又は当該開田にかかる農地(以下「開田農地」という。)につき法第 3 条に規定する資格を有する者から 特別徴収金を徴収する

る。

(分担金の額)

第 2 条 前条の規定により、徴収する各年度の実担金の額(第 3 条に規定するものを除く。)は、その年度における当該県営土地改良事業の施行に要する経費のうち知事から通知を受けた分担金の額を こえない範囲において市長が定める。

2 (略)

(知事の指定する事業についての分担金の特例)

第 3 条 市長は、知事の指定する県営土地改良事業の施行にかかる地域内の農地が、法第 113 条の 3 第 3 項の規定に基づく当該事業の完了の公告の日の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定したときは、その指定した年度)から起算して 8 年を経過しない間に農地以外に転用される場合又は当該事業によって畑として区画形成が変更され若しくは造成された農地についての開田が行われる場合(当該転用にかかる農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において当該転用にかかる農地(以下「転用農地」という。)又は当該開田にかかる農地(以下「開田農地」という。)につき法第 3 条に規定する資格を有する者から 徴収する分担金の額は当該年度における当該事業に要する事業費から第 2 条第 1 項の分担金の総額を差し引いた額を当該転用農地又は開田農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより、生ずる収入がある場合には当該収入額のうち当該転用農地

2 前項の特別徴収金の額は、当該年度における当該事業に要する事業費から前条第 1 項の分担金の総額を差し引いた額を当該転用農地又は開田農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより、生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。

3 市長は、法第 91 条の 2 第 6 項各号のいずれかに掲げる者が、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 87 条の 3 第 7 項において準用する法第 87 条第 5 項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公示した日から、当該機構関連事業の工事の完了の公示の日(その公示において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、法第 91 条の 2 第 6 項各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

4 前項の特別徴収金の額は、第 1 号に定める額から第 2 号に定める額を差し引いて得た額とする。

(1) 当該機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によって当該土地が受ける利益を勘案して市長が定める割合を乗じて得た額

(2) 当該機構関連事業につき法第 91 条第 6 項の規定により市が徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構関連事業によって当該土地が受ける利益を勘案して市長が定める割合を乗じて得た額

(分担金に対する審査請求)

第 5 条 分担金又は特別徴収金の 賦課を受けたものは、その賦課の算定に不服があるときは、その賦課を受けた日から 3 月以内に市長に対して審査請求をすることができる。

2 (略)

(分担金の減免等)

にかかるものを差し引いた額)とする。

(分担金に対する審査請求)

第 4 条 第 2 条第 1 項により分担金の賦課を受けたものは、その賦課の算定に不服があるときは、その賦課を受けた日から 3 月以内に市長に対して審査請求をすることができる。

2 (略)

(分担金の減免等)

<p><u>第 6 条</u> 市長は、災害その他やむを得ない理由により必要あると認めるときは、<u>分担金若しくは特別徴収金を減免し、免除し、又は</u> <u>その</u> 徴収を猶予することができる。</p> <p>(その他の規定)</p> <p><u>第 7 条</u> (略)</p>	<p><u>第 5 条</u> 市長は、災害その他やむを得ない理由により必要あると認めるときは、<u>第 2 条第 1 項の規定により徴収する分担金を減免し、又は、その</u> 徴収を猶予することができる。</p> <p>(その他の規定)</p> <p><u>第 6 条</u> (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。